

○ 高額療養費の自己負担限度額に新たに年間の上限額が新設されます

高額療養費の自己負担限度額に新しく「年間上限」が設けられます。
1年間（前年8月1日から7月31日で計算、初回の計算期間は2026年8月1日～2027年7月31日）にかかった自己負担の合計額が年間上限の金額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」として支給されます。
高額療養費制度の「多数該当」の対象にならなくても年間上限の新設により医療費の自己負担が軽減されることがあります。

○ 自己負担限度額の上限額が変わります

令和8年8月診療分から下記の表のとおり、自己負担限度額の上限が変わります。

●自己負担限度額（70歳未満）

所得区分（標準報酬月額）	自己負担限度額	
	月額上限	年間上限
83万円以上	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1%	1,680,000円
53万円～79万円	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1%	1,110,000円
28万円～50万円	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1%	530,000円
26万円以下	61,500円	530,000円
低所得者（市区町村住民税非課税者等）	36,900円	290,000円

●自己負担限度額（70歳以上）

所得区分		70歳以上の自己負担限度額		
		外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯）	年間上限
現役並み 所得者	Ⅲ（標準報酬月額83万円以上）	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1%		1,680,000円
	Ⅱ（標準報酬月額53万円～79万円）	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1%		1,110,000円
	Ⅰ（標準報酬月額28万円～50万円）	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1%		530,000円
一般		22,000円	61,500	530,000円
低所得Ⅱ	住民税非課税	11,000円	25,700	290,000円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）	8,000円	15,700	180,000円